

# 取調べの録音・録画と合衆国裁判所の監督権

堀田 周 吾

- I はじめに
- II 刑事手続の運営に対する司法上の監督権
  - 1 監督権法理の形成
  - 2 合衆国最高裁判例の展開
  - 3 マクナップ・マローリー・ルールの効力
- III 取調べの録音・録画と監督権法理
  - 1 各州最高裁による監督権法理の援用
  - 2 取調べの録音・録画をめぐる司法判断と立法政策
- IV おわりに

## I はじめに

アメリカ合衆国における取調べの録音・録画 (electronic recording of interrogations) に関して、先駆的な州判例は二つある。第一は、アラスカ州最高裁による一九八五年の *Stephan* 判決<sup>(1)</sup> であり、デュー・プロセス上の証拠保存義務 (duty to preserve evidence) を根拠に、不任意自白を立証し被告人にとって有利な証拠となり得る取調べの録音・録画を実施することが憲法からの要請であることを示した。第二は、一九九四年にミネソタ州最高裁が下した *Stiles* 判決<sup>(2)</sup> である。同判決は、デュー・プロセスを根拠とした *Stephan* 判決とは異なり、いわゆる監督権法理 (supervisory power doctrine) を根拠に、録音・録画がなされなかった取調べで得られた自白を排除したものである。

いわゆるミランダ・ルールがかつての任意性テストに代替したと考えられていた状況で、ミランダ権利の放棄後に行われる取調べで得られた自白の任意性をどのように判断するかという問題を視野に入れたこれら二件の州判例は注目に値するが、いずれも取調べの録音・録画が義務的であると認めるための法的根拠に言及する一方、録音・録画が要求される具体的な条件について十分な判示をするものではなかった。*Stephan* 判決は、取調べを電子的に記録する義務を証拠保存義務の一環であるとしたが、それはアラスカ州最高裁独自の憲法解釈によるものであったため他の裁判所からの支持を得られていない。<sup>(3)</sup> そして本稿でみるように、*Stiles* 判決も、監督権法理を行使した最初の判例ではあったが、それ以上の影響力を他の裁判所に対して持ち得なかったのである。

もっとも、取調べの録音・録画に関して今日、各州は立法により対応する傾向にあるといえるが、その背景を確

認するうえで、立法府の権限とのバランスに配慮せざるをえない監督権法理をめぐる州および連邦の裁判所の判示は重要である。また、ミランダ・ルールによる「外形的な取調べ規制」から「供述の任意性判断の実質化」への移行を促すことにもつながる取調べの録音・録画の意義を考えるうえで、憲法の枠外にある取調べ規制として録音・録画を位置づけている *Scales* 判決以降の諸判例は示唆に富んでいる。

本稿では、以上の観点から、監督権法理に関する合衆国裁判所の諸判例を概観する。

- (1) *Stephan v. State*, 711 P.2d 1156 (Alaska 1985).
- (2) *State v. Scales*, 518 N.W.2d 587 (Minn. 1994).
- (3) 堀田周吾「取調べの録音・録画と被疑者の権利」首法五二巻二号(二〇二二年)一三五頁以下参照。

## II 刑事手続の運営に対する司法上の監督権

### 1 監督権法理の形成

合衆国最高裁が監督権を明示的に行使したリーディング・ケースは、一九四三年の *McNabb* 判決<sup>(4)</sup>であるが、まずはそこに至るまでの流れを簡単に概観しておくことにしたい。

合衆国最高裁は、一八八九年まで刑事事件への管轄権を与えられておらず、民事・刑事を問わず手続上の規則を制定する権限は、一七八九年裁判所法 (*Judiciary Act of 1798*) 以来、合衆国議会が留保していた。<sup>(5)</sup> 合衆国憲法第三編は連邦の下級裁判所の設置を合衆国議会の権限としていることから、それら下級裁判所も含めた連邦裁判所

が従うべき手続規則も合衆国議会が定めるものと考えられていたのである。<sup>(6)</sup>

右の状況に対しては強い異論が提起され、一九三三年の Funk 判決<sup>(7)</sup>で合衆国最高裁も、証拠に関する規則を制定する権限を自身が保有する旨判示した。そして、翌一九三四年に合衆国議会は民事裁判規則の制定権を合衆国最高裁に与えるに至り、一九三八年には連邦民事手続規則 (Federal Rules of Civil Procedure) が制定された。刑事裁判についても、一九四〇年に規則制定権を付与する立法がなされたのである。<sup>(8)</sup>

このような経過を背景に、憲法に根拠を求めず独自の監督権を行使して自白の排除を認めた McNabb 判決は、合衆国最高裁の従前の姿勢を転換させる画期的なものであったといえる。

本件は、酒類の密売現場に臨場した連邦国税庁の捜査官を殺害したとして連邦捜査官に逮捕された被疑者五名が、連邦司法委員 (United States Commissioner) または判事の面前に引致されことなく、最大約二日間にわたって断続的な取調べを受け、犯行を自白した内三名が連邦地方裁判所で有罪判決を受けた事案である。第六巡回控訴裁判所も有罪判決を維持したため、被告人らが上告した。これに対して、合衆国最高裁は次のように判示して、被告人らの自白を排除した。

「州裁判所の有罪判決を当裁判所が取り消す権限は、修正一四条で保障されている『自由と正義にかかる基本原理』 (Hebert v. Louisiana, 272 U.S. 312) を遂行する場合に限定される一方で、連邦裁判所から当裁判所に持ち込まれた有罪判決を審査する権限は、合憲性の確認に制限されない。連邦裁判所における刑事手続の運営に対する司法上の監督権 (judicial supervision of the administration of criminal justice in the federal courts) は、手続と証拠に関して文明的な水準を形成し維持する義務を含んでいる。<sup>(9)</sup>」

「連邦刑事裁判において証拠の許容性を決する諸原則は、憲法のみから導かれるものに限定されない。当裁判所は、設立当時から、・・・連邦裁判所における刑事手続の運営に対する司法上の監督権の行使において、連邦の刑事訴追に対して適用される証拠法則を形成してきた。・・・そして、連邦刑事裁判のためのそのような証拠法則を形成するにあたって、当裁判所は、証拠上の関連性にかかる厳格な準則に制約されることなく、正義の理念に導かれてきた。」<sup>(11)</sup>

「従って、憲法からほぼ離れながらも、明らかとなった本件状況下で被告人らから引き出された証拠は排除されなければならないと判断することを当裁判所は余儀なくされている。」<sup>(12)</sup>

「拘禁にかかるいかなる手続が採られる前に、逮捕を行った捜査官らの拘束下で、被告人らに対する聴取が行われたことは、記録上疑いがない。裁判所自身を法に対する不服従に陥らせることなしに、合衆国議会が定めた手続に対するこのような悪質な軽視を通じて確保された証拠に基づいて有罪判決を下せないことは明白である。合衆国議会は、このような手続違反によって得られた証拠の利用を明示的に禁止してはいない。しかし、このような証拠を連邦裁判所における有罪判決の基礎とすることを許すことは、合衆国議会が立法化した政策を無実化してしまうのである。」<sup>(13)</sup>

当時の連邦法規には、逮捕された被疑者を速やかに連邦司法委員等の予備審問官 (committing officer) の面前に引致しなければならぬとする旨の諸規定が置かれていたが、その手続違反があった場合の証拠の許容性については定められていなかった。そして、被逮捕者の身柄の取り扱いについて合衆国憲法に明文の規定はなく、また、当時の合衆国最高裁は自白が強制によって得られた場合にのみ任意性を否定しこれを排除していたため、このよう

な手続違反を理由に自白を排除することは、従来の基準からは外れる。<sup>(15)</sup>そこで、合衆国最高裁は、刑事手続の運営に対する司法上の監督権を根拠に、手続を統制するための新たな権限を自らに付与したのである。

もつとも、翌一九四四年の Mitchell ケース<sup>(16)</sup>で合衆国最高裁は、予備審問官の面前に引致するまでに八日間におたつて留置し自白を獲得した事案について、自白が長期間の留置の末に得られたものではない点で McNabb ケースとは異なることを指摘したうえで、「証拠法則を形成する当裁判所の義務は、証拠を許容する妥当性に関わるものである。この権限は、違反行為を規律するための間接的な方法として用いられてはならない<sup>(17)</sup>」として、自白の排除を否定した。右の判示からは、合衆国最高裁が、McNabb 判決で示された監督権の範囲を、限定的に解していることが伺える。<sup>(18)</sup>証拠法則を形成する権限は従前より裁判所に認められていたが、一定の証拠を排除する権限も、右権限の裏返しとして裁判所が保有することを明らかにするために、監督権の概念が用いられたにすぎなかったとみるべきであろう。<sup>(19)</sup>

## 2 合衆国最高裁判例の展開

McNabb 判決当時には限定的に解されていた監督権であったが、合衆国最高裁はその後様々な場面でこれに言及しながら、公判手続あるいは証拠に関する一般原則を示すようになる。例えば、一九五九年の Marshall 判決<sup>(20)</sup>は、被告人について偏向的に書かれた新聞記事に陪審の一部が接した場合に、監督権を行使して再審理を命じた。また、証拠開示に関するリーディング・ケースの一つである一九五七年の Jencks 判決<sup>(21)</sup>は、訴追側証人に対する反対尋問の準備のため、当該証人の公判前の供述を記載した報告書を被告人側が閲覧できると判示したが、合衆国最高裁は

後に本判決が監督権に基づくものであったことを示唆している。<sup>(23)</sup> この他にも、陪審員の選任や、有罪答弁の手續、<sup>(24)</sup> 弾劾証拠の使用についてなど、合衆国最高裁が監督権を明示的または黙示的に行使したとみられる例は複数ある。

さらに、刑事手續そのものからは外れる法執行に関わるケースとして、一九五六年 *Roberts* 判決は、令状に基づく搜索を定めた連邦刑事手續規則四一条に違反して行われた搜索で得られた情報に基づいて連邦の捜査官が証言することを禁止した。続いて一九六三年の *Elkins* 判決は、修正四条に違反する証拠が州の捜査機関によって獲得された場合には連邦裁判所で許容されるとするいわゆる銀盆の法理 (*silver platter doctrine*) を破棄した。本件で合衆国最高裁は、*McNabb* 判決を引用しつつ憲法への不服従に裁判所が助力することを問題視し、刑事司法に対する監督権を発動して当該証拠を排除したのである。<sup>(25)</sup>

監督権の発動について、ある論者は、刑事手續の質を保持し向上させるために行使されたケース、法令に違反した刑事手續に対して行使されたケース、捜査官の行為に法令違反はないが公正の観点から誤りがあると判断されたケース、という類型化を提起する。<sup>(26)</sup> これに対して、後の合衆国最高裁は、①被疑者および被告人への権利侵害に対する救済、②司法の廉潔性 (*Judicial integrity*) の保全、③違法捜査に対する抑止、が監督権が行使される類型であると述べた。<sup>(27)</sup>

監督権の根拠については明確に述べられていないが、合衆国憲法第三編で付与された司法権に基づき連邦裁判所が内在的に有している権限の一つであると考えられる学説が有力であり、<sup>(28)</sup> 合衆国最高裁も同様の立場をとっているとみられる。<sup>(29)</sup> しかし重要なのは、*McNabb* 判決がそうであったように、これらの積極的な司法判断が憲法や制定法を直接の根拠とすることなく行われてきたという点である。合衆国最高裁による監督権の行使は、右①③の目的を達成するため、修正四条ないし六条あるいは連邦刑事手續規則・連邦証拠規則に拘束されない結論を柔軟に導くこ

とを可能にしたのである。<sup>(33)</sup>

しかしながら、憲法の要請を超えた厳しい水準をもって刑事手続を規律するという合衆国最高裁の傾向は、一九六〇年代のいわゆるデュー・プロセス革命の時代に入つて修正四条ないし六条の保障が拡充されるにつれ、影をひそめるようになる。一九六三年の前掲 *Elkins* 判決が、銀盆の法理を破棄するために監督権を行使する一方で、排除法則の抑止効にも言及しているのは、そのような傾向の顕れである。<sup>(34)</sup>そして、同年の *Lopez* ケース<sup>(35)</sup>で合衆国最高裁は、贈賄事件の被疑者の会話を秘密録音した行為が修正四条違反を構成しないとした上で、「裁判所が重要な証拠を拒絶する内部的権限は、抑制的に行使されるべき権限である。連邦捜査官による明白な違法行為が存在しない本件において、この権限を行使することは全く不当である。」と判示して、監督権の行使を否定している。

また、一九八一年の *Payner* ケース<sup>(37)</sup>は、第三者から違法に収集された証拠を脱税事件の被告人に対して利用することの可否が争われた事案で、多数意見は、違法行為が被告人自身の権利を侵害する場合でなければ監督権の行使は認められない旨判示した。<sup>(38)</sup>続く一九八三年の *Hasting* 判決<sup>(39)</sup>および一九八九年の *Bank of Nova Scotia* 判決<sup>(40)</sup>、手続上の瑕疵が被告人の権利を害さない場合 (*harmless error*) には、検察官の不正行為に対して監督権の行使による救済を行う必要はないとされた。<sup>(41)</sup>

これら一連の判決により、合衆国最高裁における監督権法理は衰退したとみられている。<sup>(42)</sup>監督権を行使する前提として権利侵害を必要とするならば、端的に憲法違反を認めれば足り、監督権法理を援用する必要性に乏しいからである。合衆国最高裁の監督権は連邦裁判所にのみ及び、また、憲法の枠外での判断は議会の立法による修正や破棄に服することになるが、これを監督権法理の短所とみるならば、修正一四条を通じて各州も拘束することのできる憲法判断の方が優れているといえよう。

もつとも、監督権法理の右の性質は、逆の側面を併せ持つ。すなわち、州を拘束しないことで各州の手続との矛盾を回避できるし、議会の立法対応を促すことも可能となる。また、当該判断が実情にそぐわなくなった場合には、憲法判例よりも容易にこれを合衆国最高裁自身が放棄できる<sup>(43)</sup>。そのため、刑事司法に関する政策形成への裁判所自身の積極的な関与を可能とするのである<sup>(44)</sup>。

こうした監督権の行使は立法府あるいは行政府の権限を侵犯するのではないかという権力分立の観点からの懸念を生じる<sup>(45)</sup>。合衆国最高裁が謙抑的なのはそれゆえであるが、それでも後述するように、連邦の下級裁判所と各州最高裁はなお監督権法理に、憲法解釈で対応しきれない間隙を埋める機能を見出している。合衆国最高裁においても、取調べに伴う弊害の除去や被疑者の権利保障に関して、監督権法理に依拠した *Mezab* 判決は現在も維持されているのである。以下では、*Mezab* 判決を起源とするマクナップIIマローリー・ルールの現在に至るまでの展開を追うことにする。

### 3 マクナップIIマローリー・ルールの効力

一九四六年に合衆国最高裁が制定した連邦刑事手続規則 (*Federal Rules of Criminal Procedure*) の第五条には、不必要な遅滞なく (*without unnecessary delay*) 連邦司法委員 (一九六八年の改正で治安判事 *magistrate judge* に変更) の面前に引致しなければならない旨の規定が設けられた<sup>(46)</sup>。これは、予備審問官へ速やかに引致せず留置し取調べを行ったことが問題とされた *Mezab* 判決の趣旨に従ったものである。

ただし、右規定は逮捕後の引致の手続を定めたにすぎず、これに違反して得られた自白の許容性には言及してい

ない。そのため、不必要な遅滞があつたとしても自白の任意性に欠けない限り排除されないと解釈する余地が残された。一九四八年の *Upshaw* 判決は連邦刑事手続規則五条の違反はそれのみをもって自白を排除するに足りる旨を判示したが、連邦の下級審裁判所では見解が分かれたのである。<sup>(48)</sup>

そこで合衆国最高裁は、一九五七年の *Mallory* ケースで、不必要な遅滞がそれだけで自白排除の根拠となることを改めて示したのである。本件では逮捕後約七時間が経過した時点でなされた自白の許容性が問題となつたが、合衆国最高裁は、次のように判示して、逮捕後の迅速な引致の重要性を説き、本件自白を許容した原判決を破棄のうえ差戻した。

「連邦刑事手続規則五条 (a) は、効果的かつ優れた法執行を妨げることなく個人の権利を保護するために、合衆国議会が考案した手続の一部である。五条 (a) に関連する諸規定は、逮捕と被疑者を最寄りの裁判官の下に引致するために必要とされる通常の行政手続との間の時間的隔たりといえる以上の猶予を逮捕を行った捜査官に対してほとんど与えない手続を想定している。<sup>(50)</sup>」

「連邦刑事手続規則五条によつて、」連邦の訴追手続を開始するための手順は明白である。警察は、単なる嫌疑ではなく『相当な理由』にのみ基づいてでなければ逮捕をすることができない。手続の次の段階は、被逮捕者を裁判官の面前に出頭させ、もつて被逮捕者に対して権利の告知を行い相当な理由の有無が迅速に判断されることである。当然、被逮捕者は警察によつて『身柄を登録 (booked)』される。しかし、逮捕さらには有罪を裏づける不利な供述をたとえ意図せずとも引き出すことになる「取調べ」を行うために、被逮捕者を警察署へ連行することはできない。<sup>(51)</sup>」

こうして、治安判事への引致前の不必要な遅滞のうちに得られた自白を排除するいわゆるマクナツプIIマローリー・ルールが確立された。合衆国最高裁はMcNabb判決を引用しつつ、違法な留置によって過酷な取調べ(third degree)がもたらされる危険性に言及しており、これを除去するために自白の排除を要請したのである。<sup>(52)</sup>任意性の有無にかかわらず、一定の自白を排除するという意味では、従前採られてきた任意性テストを放棄するものであったといえる。<sup>(53)</sup>

もっとも、こうした取調べの弊害に対しては、一九六六年のMiranda判決<sup>(54)</sup>で、修正五条の自己負罪拒否特権を基礎としたミランダ・ルールで対応することが可能になったため、監督権の行使により確立され憲法の枠外に位置するマクナツプIIマローリー・ルールの存在意義は相対的に低下した。

さらに、警察の取調べを制限する合衆国最高裁の右のような傾向に反発した合衆国議会は、「一九六八年・包括的犯罪規制及び市街地安全法 (Omnibus Crime Control and Safe Street Act of 1968)」で合衆国法典第一八編第三五〇一条を新設した。三五〇一条(a)は、自白が任意にされたものである限り証拠として許容される旨を規定し、<sup>(55)</sup>同条(c)は、逮捕後六時間以内になされた自白については引致前の不必要な遅滞のみを理由に任意性を否定してはならない旨を規定している。<sup>(56)</sup>前者は、従前の任意性テストへの回帰を促すものであるから、いわゆるミランダ権利の告知と保障を経ずに獲得された自白を排除するミランダ・ルールと正面から対立する。そして、後者は、引致前の不必要な遅滞に基づく自白を排除をするマクナツプIIマローリー・ルールと矛盾するものであると考えられたのである。<sup>(57)</sup>

合衆国最高裁は、二〇〇〇年のDickersonケース<sup>(58)</sup>で、「合衆国議会は、司法部によって定められ憲法上は要求さ

れていない証拠と手続に関する規範を修正または破棄する最終的な権限を保有している。」として、監督権に基づいて定められた規範に対する合衆国議会の優位性を認める一方で、「合衆国議会は、憲法を解釈し適用した当裁判所の判断を立法によって代替することはできない。」と判示した。<sup>(59)</sup> そのうえで、Miranda 判決には憲法上の根拠があるため、三五〇一条によっても Miranda 判決および一連の関連判決は覆されないと結論づけたのである。<sup>(60)</sup>

これに対して、二〇〇九年の *Coley* ケース<sup>(61)</sup> では、三五〇一条 (c) の規定とマクナップ・マローリー・ルールの関係が問題となった。本件は、連邦の捜査官に対する暴行で被疑者を逮捕後すぐに治安判事に引き渡さずに約二時間にわたる取調べを行い、逮捕後九時間三〇分の時点で被疑者が自白した事案である。第一審の地方裁判所は、逮捕後取調べが開始されるまでの約四時間は被疑者の怪我の治療に費やされていたことを理由に、引致の遅滞が生じてから自白に至るまでの時間は六時間以内である旨を判示し、被疑者が作成した供述書を許容した。続く第三巡回控訴裁判所も、右規定はマクナップ・マローリー・ルールを否定したものであるとして、原判決を支持した。<sup>(62)</sup> しかし、合衆国最高裁は次のように判示して、両者を併存させたのである。

「当裁判所は、三五〇一条はマクナップ・マローリー・ルールを破棄したのではなく、修正したものであると考える。三五〇一条 (c) で変更された同ルールにおいては、自白排除の申立てを受けた地方裁判所は、被告人が逮捕後六時間以内に自白したか否かを判断しなければならない……。当該自白がその時間内になされたものである場合には、他の証拠法則に従いつつも、「任意性が認められる限り」証拠として許容される。これに対して、引致前になされた自白が六時間を超えた時点でなされた場合には、マクナップおよびマローリーの両判決に従い不合理または不必要な遅滞であるか否かを裁判所は判断し、そのような遅滞にあたるときは、当該自白は排

除されなければならない。<sup>(63)</sup>」

三五〇一条の規定との関係で、ミランダ・ルールを優越させた *Dickerson* 判決と、マクナップ・マローリー・ルールとの調整を図った *Cortley* 判決との違いは、各ルールの憲法的基礎の有無にある。監督権法理に基づき形成されたマクナップ・マローリー・ルールに対しては、合衆国議会の立法が優越するのである。

他方、それでもなお右規定と矛盾しない限度でマクナップ・マローリー・ルールが維持された点が注目される。合衆国最高裁は、右に引用した判示の前提として、遅滞なき引致の重要性を説いている。すなわち、治安判事の前への出頭は、被疑事実・黙秘権・弁護権・保釈の可否・予備審問を受ける権利を被疑者に告知し、弁護人に相談する機会を提供し、留置か釈放かを決定するための手続であり、もしマクナップ・マローリー・ルールがなければ、右の手続を保障した連邦刑事手続規則五条がその実効性を失うことになってしまうというのである。<sup>(64)</sup> また、それによって虚偽の自白が引き出される危険性も高まることを指摘している。<sup>(65)</sup>

逮捕後の遅滞なき引致が、被疑者の諸権利の保障だけでなく不適正な取調べを規制する目的も果たしていることは、*Cortley* 判決およびそれが引用する *McNabb*、*Mallory* の両判決からも明らかであるが、逮捕された被疑者の身柄の取り扱いは、憲法あるいはそれを基礎に確立されたミランダ・ルールの範疇の外である。*Cortley* 判決が維持したマクナップ・マローリー・ルールは、そのような憲法上の保障の間隙を補う機能を果たしているといえる。

(4) *McNabb v. United States*, 318 U.S. 332 (1943).

(5) *Sara Sun Beale, Reconsidering Supervisory Power in Criminal Cases: Constitutional and Statutory Limits on the Authority of the Federal Courts*, 84 *COLUM. L. REV.* 1433, 1435-37 (1984); *Note, The Judge-Made Supervisory Power of the Federal Courts*, 53 *Geo. L.J.* 1050, 1053 (1965).

- (6) Beale, *supra*, note 5, at, 1438. 合衆国最高裁判所の微妙な立ち位置は、証拠排除の適用場面にもみるこができる。合衆国最高裁判所は一九一四年の Weeks 判決で合衆国憲法修正四条違反に基づく証拠排除を認めた。Weeks v. United States, 232 U.S. 383 (1914)。しかし、一九二八年の Olmstead ケースでは、電話の傍受が修正四条に違反するものではないとしたうえで、たとえ反倫理的な手段であっても合憲である限り証拠は排除されない旨判示したのである。Olmstead v. United States, 277 U.S. 438, 468 (1928)。このように、憲法違反を根拠としない証拠の排除は明確に否定され、他方、合衆国最高裁判所が独自の権限を行使して証拠の許容性を判断することも認められていなかったのである。
- (7) See, Note, *The Judge-Made Supervisory Power of the Federal Courts*, 53 Geo. L.J. 1050, 1053-54 (1965)。
- (8) Funk v. United States, 290 U.S. 371 (1933)。
- (9) Beale, *supra*, note 5, at, 1439-40。
- (10) McNabb v. United States, 318 U.S. 332, 340 (1943)。
- (11) *Id.*, at 341。
- (12) *Id.*, at 341。
- (13) *Id.*, at 345。
- (14) See *id.*, at 342 (1943)。
- (15) ローレンス裁判官の反対意見を参照。McNabb v. United States, 318 U.S. 332, 348-49 (1943)。
- (16) United States v. Mitchell, 322 U.S. 65 (1944)。
- (17) *Id.*, at 70-71。
- (18) See, Beale, *supra*, note 5, at 1453。
- (19) See, George E. Dix, *Nonconstitutional Exclusionary Rules in Criminal Procedure*, 27 Am. Crim. L. Rev. 53, 84 (1989)。
- (20) Marshall v. United States, 360 U.S. 310 (1959)。
- (21) Jencks v. United States, 353 U.S. 657 (1957)。
- (22) Alfred Hill, *The Bill of Rights and the Supervisory Power*, 69 Colum. L. Rev. 181, 195 n.78 (1969)。
- (23) Rosales-Lopez v. United States, 451 U.S. 182 (1981) ; Ballard v. United States, 329 U.S. 187 (1946)。
- (24) McCarthy v. United States, 394 U.S. 459 (1969)。
- (25) United States v. Hale, 422 U.S. 171 (1975) ; Grunewald v. United States, 353 U.S. 391, 423-24 (1957)。
- (26) Rea v. United States, 350 U.S. 214 (1956)。

- (27) *Elkins v. United States*, 364 U.S. 206 (1963).
- (28) *Id.* at 216.
- (29) *Hill, supra* note 22, at 193-94.
- (30) *United States v. Hasting*, 461 U.S. 499, 505 (1983).
- (31) *Beale, supra* note 5, at 1464. *See also*, Nathan E. Ross, *The Nearly Forgotten Supervisory Power: The Wrench to Retaining the Miranda Warnings*, 66 Mo. L. Rev. 849, 861-62 (2001); Gary E. O'Connor, *Rule(make)r and Judge: Minnesota Courts and the Supervisory Power*, 23 Wm. Mitchell L. Rev. 605, 625-26 (1997); Bennett L. Gerstmann, *Supervisory Power of the New York Courts*, 14 PAGE L. REV. 41, 105 (1994); Lisa H. Wallach, *Prosecutorial Misconduct in the Grand Jury: Dismissal of Indictments Pursuant to the Federal Supervisory Power*, 56 FORDHAM L. REV. 129 (1987). *Contra*, Amy Coney Barrett, *The Supervisory Power of the Supreme Court*, 106 COLUMBIA L. REV. 324 (2006); Note, *The Judge-Made Supervisory Power of the Federal Courts*, 53 Geo. L.J. 1050, 1077 (1965).
- (32) *E.g.*, *United States v. Hasting*, 461 U.S. 499, 509 (1983); *United States v. Payner*, 447 U.S. 727, 731 (1980); *Lopez v. United States*, 373 U.S. 427, 440 (1963). *See also*, *United States v. Ming He*, 94 F.3d 782, 792 (2d Cir. 1996); Clerk of Court's Compensation v. Lyon County Commr's, 308 Minn. 172, 180-82 (1976).
- (33) *See*, *Beale, supra* note 5, at 1455; Note, *The Supervisory Power of the Federal Courts*, 76 HARV. L. REV. 1656, 1666-67 (1963).
- (34) *Elkins v. United States*, 364 U.S. 206, 217 (1963).
- (35) *Lopez v. United States*, 373 U.S. 427 (1963).
- (36) *Id.* at 440.
- (37) *United States v. Payner*, 447 U.S. 727 (1980).
- (38) *Id.* at 733.
- (39) *United States v. Hasting*, 461 U.S. 499 (1983).
- (40) *Bank of Nova Scotia v. United States*, 487 U.S. 250 (1988).
- (41) *See also*, *United States v. Williams*, 504 U.S. 36 (1992) [「検察官が大陪審に対して、被告人に有利な証拠を開示しなかった事案で、監督権の行使を否定した事例」]。
- (42) *Gerstmann, supra* note 31, at 49.

- (43) WAINÉ R. LAFAYE ET AL., *CRIMINAL PROCEDURE* 39 (4th ed. 2004) ; Beale, *supra* note 5, at 1434.
- (44) *See*, Fay v. New York, 332 U.S. 261, 287 (1947).
- (45) Gershman, *supra* note 31, at 48. *See also*, Matthew E. Brady, *A Separation of Powers Approach to the Supervisory Power*, 34 *STAN. L. REV.* 427 (1982)
- (46) FED. R. CRIM. P. 5(a).
- (47) *Upshaw v. United States*, 335 U.S. 410 (1948)
- (48) Note, *Interpretation of McNabb Rule on Exclusion of Confessions Remains Unsettled*, 57 *COLUM. L. REV.* 735, 736 (1957) ; Robert Lee Steely, *Unnecessary Delay in Arrangement Under the McNabb Rule — United States v. Leviton*, 31 *TEX. L. REV.* 212 (1952).
- (49) *Mallory v. United States*, 354 U.S. 449 (1957).
- (50) *Id.*, at 453.
- (51) *Id.*, at 454.
- (52) *Id.*, at 452–53.
- (53) Christopher M. Reid, *Voluntary Confessions: An Examination of the Need to Restore a Pure Voluntary Confession Rule in Cortley v. United States*, 89 *NEB. L. REV.* 184, 188 (2010).
- (54) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966).
- (55) 18 U.S.C. § 3501(a)の条文は次のとおりである。  
 「合衆国おへしへはコロンビア特別区によつて提起された全ての刑事訴訟において、本条 (e) に定義された自白は、任意にされたものである限り証拠として許容される。事実審裁判官は、当該自白が証拠として提出される前に、陪審の不在において、任意性にかかるといかなる争いについても判断しななければならない。当該自白が任意にされたものであり証拠として許容されるべきであると事実審裁判官が判断した場合には、任意性の問題に関連する証拠を陪審が審理することを許可し、あらゆる状況を考慮して当該自白に付与すべき証拠価値を決するよう陪審に対して説示しなければならない。」
- (56) 18 U.S.C. § 3501(c)の条文 (抜粋) は次のとおりである。

「合衆国またはコロンビア特別区によつて提起された全ての刑事訴訟において、当該訴訟の被告人となつてゐる者がいかなる法執行官または法執行機関の逮捕またはその他の留置で拘束下におかれた際に行つた自白は、当該自白に付与すべき証拠価値が陪審の判断に委ねられ、かつ当該自白がその者の逮捕その他の拘束後六時間以内にされたものである場合には、

治安判事または合衆国もしくはコロンビア特別区の法律に違反した者を勾留する権限を有する他の官吏の面前にその者を引致するのに遅滞があったことのみを理由に、許容されないとすることがあってはならない。」

- (57) Reid, *supra* note 53 at 190-91 ; Beale, *supra* note 5, at 1454.
- (58) Dickerson v. United States, 530 U.S. 428 (2000).
- (59) *Id.* at 437.
- (60) *See id.* at 444.
- (61) Corley v. United States, 556 U.S. 303 (2009).
- (62) *Id.* at 312.
- (63) *Id.* at 322.
- (64) *Id.* at 320.
- (65) *Id.* at 321.

### Ⅲ 取調べの録音・録画と監督権法理

被疑者を逮捕した後の遅滞なき引致は憲法上の保障の枠外にあることから、合衆国最高裁は、監督権法理を根拠にマクナツブIIマローリー・ルールを確立した。取調べの録音・録画についても同様に、憲法上の根拠を求めることが困難であるため、監督権法理の援用が模索されるのである。この点、合衆国最高裁が未だ立場を明確にはしていないの<sup>(66)</sup>に対し、連邦下級審と各州最高裁においては、一定の判例の蓄積が認められる。

## 1 各州最高裁による監督権法理の援用

合衆国最高裁が行使する監督権の範囲が問題とされるのは、合衆国憲法その他の法律の根拠を欠くからであるが、これとは異なり一部の州では、州憲法の明文の規定で最高裁判所に監督権を付与している場合がある。<sup>(67)</sup> また、州憲法ではないが法律の規定を設けている州もある。<sup>(68)</sup>

また、憲法等の授権がない場合でも、一九四三年の *McNabb* 判決まで監督権を行使しなかった合衆国最高裁に對して、それよりも早い一九三〇年代から、州憲法および法律の裏づけなくして、下位の裁判所を規律するための内部的権限 (*inherent power*) を行使する州最高裁判例がみられた。<sup>(69)</sup> 現在に至るまで、このような内部的権限あるいは監督権を保有していることを前提とした州判例は複数存在する。<sup>(70)</sup> 下記で検討する *Soles* 判決を下したミネソタ州の場合も、州憲法および法律に根拠規定がなく、一九六七年の *Born* 判決<sup>(72)</sup> で刑事施設に収容されるおそれのある軽罪 (*misdemeanor*) についても弁護権の保障を要求する根拠として、司法の監督権に言及したのが起源であるとされている。<sup>(71)</sup>

こうして州ごとに状況は異なるものの、監督権を行使することで州最高裁が、刑事手続の柔軟な運営を可能としてきた点は、合衆国最高裁と同様であるといえる。以下では、監督権法理を援用して取調べの録音・録画を義務化する旨を判示したミネソタ州最高裁の *Soles* 判決と、それ以降の諸判例を概観する。

(1) *Scates* ケース

ミネソタ州最高裁は、一九九四年に *Scates* 判決<sup>(74)</sup>以前にも、取調べの録音・録画に対して肯定的な姿勢を示しており、法執行機関に対して、取調べ中の会話を可能な限り記録することを求めていた。<sup>(75)</sup> 同判決は、このような立場をより明確にする形で下されたものである。

本件の事案は次のとおりである。殺人の容疑で逮捕された被告人に対して、取調べにあたった捜査官はミランダ権利の告知を行い、被告人はその告知の意味を理解した上で権利を放棄した。続いて約三時間にわたって取調べが行われた後、被告人に対する一問一答を録取した供述書面が作成されたが、録音・録画等の記録はなされなかった。被告人は、ミランダ権利の告知が適切な時期に適切な内容でなされず、これを放棄することの意味を理解したか否かも問われなかったとして、自白の証拠排除を主張した。

ミネソタ州最高裁は次のように判示して、証拠排除の可能性を示唆しながらも、罪状認否前手統模範法典 (*Model Code of Pre-Arraignment Procedure*) 一五〇・三条で示された排除基準を援用して、自白の排除を否定した。

「当裁判所は、ミネソタ州憲法のデュー・プロセス条項において、身柄拘束下の取調べが記録される権利を被疑者が有するか否かを現段階で判断しないこととする。それよりも、司法の公正な運営を確保するための監督権 (*supervisory power to insure the fair administration of justice*) の行使において、留置場所で身柄拘束中になされた権利の告知とその放棄および全ての質疑を含む取調べは、実施可能な場合 (*feasible*) には電子的に記録されなければならない」と当裁判所は判断する。この記録の条件に法執行官が従うことができない場合、取調べに対して被疑者がしたいかなる供述も公判で排除される。これらの条件に反して得られた供述証拠に対して適用さ

れる排除法則の判断要素は事案ことに決せられなければならない。罪状認否前手続模範法典の起草者たちによって推奨されたアプローチに従うならば、記録の条件に違反して得られたいかなる供述も、その違反が『重大』であると見なされるときには、排除されることが要求される。この判断は、罪状認否前手続模範法典一五〇・三条(一)および(三)項に挙げられたものを含む、重大性(substantiality)についての全ての関連事情を考慮したうえで、事実審裁判所によって行われる。<sup>(76)</sup>

本判決は、取調べの録音・録画の有用性を承認しつつも、アラスカ州最高裁のStephan判決のようにその根拠を憲法上のデュー・プロセスに求めることに対しては躊躇する姿勢を示し、被告人によるその旨の主張に対する判断を回避している。その代替として、憲法の枠組みに拘束されない監督権法理に依拠し、州内の捜査機関に対して録音・録画を義務化したStephan判決と同様の帰結を導いたのである。もともと、本判決は、録音・録画の義務違反が重大である場合に限って、当該取調べで得られた供述の証拠能力は否定されるとする。<sup>(78)</sup>録音・録画の実施に対する例外を明示しない一方で、違反に対する制裁としての証拠排除の範囲を限定したのである。

## (2) 監督権法理に基づく諸判例

デュー・プロセスの要請から取調べの録音・録画が義務化されると判示したアラスカ州最高裁のStephan判決は独自の憲法解釈に基づいたものであったため、他州からの支持は得られなかった。<sup>(79)</sup>これに対して、憲法の枠外である監督権法理に依拠したSesé判決の法的構成は、監督権法理が本来持つ汎用性と柔軟性を背景に、その後複数の州最高裁がこれを採用したのである。

ウィスコンシン州における二〇〇五年の *Jerrill* ケース<sup>(80)</sup>は、*Scales* 判決にほぼ全面的に同調した判例の一つである。少年事件における自白の任意性を争った被告人側は、少年の自白が任意であるとされるためには、親または利害関係を持つ成人に相談する機会が与えられなければならないと主張し、また、自白当時の状況が電子的に記録されていなければならぬと主張した<sup>(81)</sup>。これに対して訴追側は、事情の総合的考慮 (*totality of the circumstances*) で任意性を判断するためには取調べの録音・録画が有用であるという点に異議はないとしつつ、法執行機関に義務を課す権限は裁判所になくあくまで立法の問題であると反論した<sup>(82)</sup>。

同州最高裁は、結論として本件自白の任意性を否定したものの、親等との相談の機会が与えられなかったことをもって当然に自白が排除されなければならないとする被告人の主張を退けた<sup>(83)</sup>。他方、取調べの録音・録画については、自白の証拠としての許容性を否定することが直ちに法執行機関の活動を規制することにはならないとして訴追側の主張を退けたうえで<sup>(84)</sup>、監督権を根拠に、少年の取調べにおいて録音・録画がなされない場合には当該自白は排除されるとしたのである<sup>(85)</sup>。

これに対して、ニューハンプシャー州最高裁が二〇〇一年に下した *Barnett* 判決<sup>(86)</sup>は、*Scales* 判決の問題点を指摘している。本件は、警察署に任意で出頭した逮捕前の被疑者に対して約四五分の取調べを行った結果、被疑者が自白したので、同様の供述を約二〇分にわたってテープ録音した後迅速に逮捕したという事案である。被疑者に対しては取調べ前にミランダ権利の告知がなされ、被疑者はこれを放棄していた。第一審で有罪判決を受けた被告人は、被疑事実を否認していた当初の供述がテープ録音されておらず、供述の選択的な記録 (*selective recording*) はデュー・プロセスの権利を侵害するものであると主張して、上訴した。ニューハンプシャー州最高裁判所は、アラスカ州の *Stephan* ケースとミネソタ州の *Scales* ケースに言及したうえで、次のように判示し、有罪判決を破棄差戻

としたのである。

「本日、我々はアラスカ州とミネソタ州の間にある狭い進路をとる。録音・録画のルールを確立するにおいて、Stephanで活用された明白かつ的確な排除法則がもたらす利点も、我々は意識している。一方で、Scalesと同様、記録のルールは我々の監督権から適切に導かれると考えている。しかしながら、StephanとScalesが、記録されていない身柄拘束下の取調べにおいてなされた全ての供述を（少ない例外を除いて）排除することは、行き過ぎであると考ええる。録音・録画のルールを確立する我々の主目的は、公判廷における証拠提出の公正さと公平性を確保することにある。」<sup>(87)</sup>

「ミランダ後の取調べの選択的記録を証拠として許容することに内在する不公平性を回避するために、我々は次のルールを確立する…ミランダ権利が与えられた後の取調べのテープ録音を証拠として許容するためには、その記録は完全なものでなければならぬ。警察は、被告人のミランダ権利の執行やこれに続くそれら権利の放棄を記録する必要はない。しかし、ミランダ権利の有効な放棄に引き続いて即時に、全過程がテープ録音されていない取調べは証拠として許容されない。StephanやScalesとは異なり、取調べを完全に記録することを怠つても、取調べが全面的に排除されることにはならない。そのかわり、取調べの不完全な記録がテープ記録それ自体の排除という結果をもたらしても、通常の証拠法則に従い、当該取調べ中に収集された証拠が他の形で許容されるかもしれないのである。」<sup>(88)</sup>

本件でニューハンプシャー州最高裁判所は、Stephan判決やScales判決のように、取調べの録音・録画を義務

化しこれに違反した場合の供述を一律で排除することを明確に否定した。その一方で、取調べの録音・録画が供述の許容性判断において活用されることを前提に、全過程の録音・録画を求めたのである。ただし、これは義務的なものではなく、録音・録画が存在しない場合にも、取調べで得られた供述が許容される可能性を示唆している。取調べの録音・録画の義務違反に対する法的効果をめぐっては、近年、証拠能力の絶対的排除から任意性判断の厳格化へと転換しつつあるが、右 Barnett 判決はその意味におけるリーディング・ケースであるといえる。

この点、マサチューセッツ州における二〇〇五年の DiGambattista 判決<sup>(90)</sup>も、監督権法理に依拠しつつ、新たな方向性を打ち出した判決として注目されている。同州最高裁は、身柄拘束下の取調べで録音・録画が行われなかった場合、そこで得られた自白または供述の任意性を特別な注意をもって判断すべき旨の警告的説示 (cautionary instruction) を陪審に対して行うことを裁判所に請求する権利が被告人に与えられるとしたのである<sup>(91)</sup>。

また、二〇〇四年の Cook 判決<sup>(92)</sup>でニュージャージー州最高裁は、監督権の行使において、取調べの録音・録画の制度を検討し方策を提案するための委員会の設置を決定した。同年に州最高裁が設置した委員会は翌年に報告書を提出し、これを受けて同州の裁判所規則には一定の場合に取調べの録音・録画を要求する旨の規定が設けられた<sup>(94)</sup>。

他方、取調べの録音・録画の必要性を主張し自白の任意性を争う被告人に対して、監督権の行使によっても録音・録画を義務化できない旨を判示した判例もある。二〇〇七年の Goebel 判決<sup>(95)</sup>でノースダコタ州最高裁は、取調べの録音・録画を要求すべきとする十分な根拠を被告人が示さなかったとして、監督権法理に基づく判断を拒んだ。また、コネティカット州最高裁による二〇一〇年の Lockhart 判決<sup>(96)</sup>は、「当裁判所が刑事司法の運営に対する監督権を保有しているとしても、そのような権限は非常の救済 (extraordinary remedy) としてのみ用いられるべきである。録音・録画の要件を定めるために必要な情報の収集と分析を行うのに適しているのは議会であると当裁判所

は考えるので、そちらに委ねることにする。」<sup>(97)</sup>とした。ロードアイランド州最高裁も、二〇一一年の *Barros* 判決<sup>(98)</sup>で同様の判示をしている。

## 2 取調べの録音・録画をめぐる司法判断と立法政策

監督権法理それ自体に関しては、連邦下級裁判所もこれを積極的に援用している。連邦下級裁判所は、それぞれの下位に属する裁判所に対して監督権を有することが一般的に認められており、合衆国最高裁とは異なり、行使の場面も多岐にわたるのである。<sup>(99)</sup>とりわけ、手続や証拠に関して一般原則を示すことなく、個々の事案の解決のために監督権法理が引き合いに出される場合もあるという。<sup>(10)</sup>

もつとも、取調べの録音・録画に関する監督権の行使についておおむね肯定的ともいえる各州の最高裁に対して、連邦下級裁判所は逆の傾向を示す。連邦下級裁判所はデュー・プロセス違反の有無の検討に終始することが多く、<sup>(101)</sup>監督権行使の可否を論じた裁判例は少ないが、第一巡回控訴裁判所が二〇〇九年の *Meadows* 判決<sup>(102)</sup>で、監督権は謙抑的に行使されるべきであることを理由に、これを求めた被告人の主張を退けているほかでは、第九巡回控訴裁判所が注目すべき判示をしている。

第九巡回控訴裁判所は一九七七年の *Coady* 判決<sup>(103)</sup>において、司法の監督権に直接言及はしていないものの、取調べの録音・録画に否定的な立場をすでに採用していたとみられている。逮捕後に自白した旨の取調官の法廷証言に対して、被告人がその証言の許容性を争った事案で、同裁判所は次のように判示した。

「上訴人が被疑事実を自白したとする「CB」捜査官の証言は、取調べが電子的にまたは速記で記録されていなかったため、証拠排除されるべきである旨上訴人は主張する。この主張が法の根拠を欠くことは上訴人自身が認めているが、身柄拘束下の取調べ中に口頭でなされた自白についての警察官の報告の信頼性を確保するためにも、当裁判所がその旨の法則を採用すべきであると求めている。・・・上訴人が提案する法則の必要性およびその法則がどのような形式を採用すべきかは、合衆国議会が検討することに適した事項であり、当裁判所がその上訴審理機能において行うべきではない。」<sup>(104)</sup>

Coades 判決では監督権について直接の言及はされていないが、法の根拠を欠く判断を裁判所が行うためには監督権に依拠するほかないという前提があったものと解される。同裁判所は二〇〇三年の Huber 判決<sup>(105)</sup>で、取調べの録音・録画がデュー・プロセス上の根拠に欠けるとするとともに、Coades 判決がすでに監督権の行使を否定したと判示している。<sup>(107)</sup>

第九巡回控訴裁判所のこのような傾向は、権力の分立に配慮したものであると分析されている。<sup>(108)</sup> 同様の立場は、ヴァーモント州最高裁判所の一九八八年の Gordon 判決<sup>(109)</sup>でも示されている。取調べが電子的に記録されなかったことに対するデュー・プロセス違反の主張について、「制定法を欠く現状において、裁判上の命令を通じて、身柄拘束下の者による全て供述をテープ録音するよう要求することは適切ではない」と判示した。<sup>(110)</sup> この他に、テネシー州最高裁判所やモンタナ州最高裁判所もこれに倣っている。<sup>(111)</sup> また、ミズーリ州では、同州の控訴裁判所が「公的政策 (public policy) の問題である」として、録音・録画の司法判断による義務化が否定されている。<sup>(112)</sup> 前掲コネティカット州最高裁の Lockhart 判決およびロードアイランド州最高裁の Barros 判決が、議会の権限に譲歩し、監督権

の行使は「非常の救済」であると判示しているのも、同様の趣旨であるといえよう。

権力分立の観点から、取調べの録音・録画を執行部門に対して義務化できるのは立法部門の権限だとする見解がある。<sup>(16)</sup> 少なくとも、ここまでみたように、裁判所がその監督権を根拠に取調べの録音・録画を捜査機関に要求できるとは当然には考えられておらず、また、合衆国最高裁が監督権の行使に対して謙抑的である以上、合衆国議会による何らかの立法行為を待たずに合衆国最高裁が取調べの録音・録画に関して踏み込んだ司法判断を行う可能性は必ずしも高いとはいえない。

- (66) 堀田・前掲注(3)一四四頁以下参照。
- (67) *See, e.g.*, ARK. CONST. art. 7, § 4; COLO. CONST. art. 6, § 2(1); IOWA CONST. art. 5, § 4; LA. CONST. art. 5, § 5(A); MICH. CONST. art. 6, § 4; MO. CONST. art. 5, § 4(1); MONT. CONST. art. VII, § 2(2); N.M. CONST. art. VI, § 3; N.C. CONST. art. IV, § 12(1); OKLA. CONST. art. 7, § 4; PA. CONST. art. 5, § 10(a); S.D. CONST. art. V, § 12; WIS. CONST. art. 7, § 3(1); WYO. CONST. art. 5, § 2.
- (68) *See, e.g.*, HAW. REV. STAT. § 602-4 (1995); MASS. GEN. LAWS ANN. ch. 211, § 3 (West 1988); N.H. REV. STAT. ANN. § 490:4 (1983).
- (69) *See generally*, Note, *The Judge-Made Supervisory Power of the Federal Courts*, 53 *Geo. L.J.* 1050 (1965) at 1051; Henry M. Dowling, *The Inherent Power of the Judiciary*, 21 *A.B.A. J.* 635 (1935).
- (70) *See, e.g.*, *State v. Templeton*, 59 P.3d 632 (Wash. 2002); *Pierce v. State*, 677 N.E.2d 39 (Ind. 1997); *State v. Brown*, 668 A.2d 1288 (Conn. 1995).
- (71) O'Connor, *supra* note 31, at 616-21.
- (72) *State v. Borst*, 154 N.W.2d 888 (Minn. 1967).
- (73) O'Connor, *supra* note 31, at 614. *See also*, Courtney A. Lawrence, *Too Much of a Good Thing: Limiting the Scope of the Scales Recording Requirement to Custodial Interrogations Conducted in Minnesota—State v. Sanders*, 37 *Wm. MITCHELL L. REV.* 325, 344 (2010).
- (74) *State v. Scales*, 518 N.W.2d 587 (Minn. 1994).
- (75) *State v. Pitcher*, 472 N.W.2d 327, 333 (Minn. 1991); *State v. Robinson*, 427 N.W.2d 217, 224 (Minn. 1988).

- (76) State v. Scales, 518 N.W.2d 587, 592-93 (Minn. 1994).
- (77) *Id.* at 591-92.
- (78) *Id.* at 592. See also, Lawrence, *supra* note 73, at 330.
- (79) 堀田・前掲注(3)一五〇頁以下参照。
- (80) In re Jerrill C.J., 699 N.W.2d 110 (Wis. 2005).
- (81) *Id.* at 112-13.
- (82) *Id.* at 121.
- (83) *Id.* at 119-20.
- (84) *Id.* at 121.
- (85) *Id.* at 123. なお、電子記録の方法については、ビデオ録画が望ましいがテープ録音でも足りるとした。
- (86) State v. Barnett, 789 A.2d 629 (N.H. 2001).
- (87) *Id.* at 632.
- (88) *Id.* at 632-33.
- (89) 堀田周吾「取調への録音・録画をめぐるアメリカ合衆国の動向——各州の立法を中心に」警論六三巻三号(二〇一〇年)一〇一頁、堀田周吾「アメリカ合衆国における取調への電子記録のモデル法案——統一州法委員全国会議(NCCUSL)による立法提案の概要」駿河台二四巻一・二号(二〇一〇年)六〇四頁以下参照。
- (90) Commonwealth v. DiGiambattista, 813 N.E.2d 516 (Mass. 2004).
- (91) *Id.* at 533.
- (92) State v. Cook, 847 A.2d 530 (N.J. 2004).
- (93) REPORT OF THE SUPREME COURT SPECIAL COMMITTEE ON REORDINATION OF CUSTODIAL INTERROGATIONS (2005), available at <http://www.judiciary.state.nj.us/notices/reports/cookreport.pdf> (last visited: Mar. 16, 2012).
- (94) N.J. COURT RULES R.3:17.
- (95) State v. Goebel, 725 N.W.2d 578 (N.D. 2007).
- (96) State v. Lockhart, 4 A.3d 1176 (Conn. 2010).
- (97) *Id.* at 1199-1200.
- (98) State v. Barros, 24 A.3d 1158 (R.I. 2011).

- (98) Beale, *supra* note 5, at 1455–56.
- (99) *Id.* at 1456.
- (10) *E.g.*, United States v. Boston, 249 Fed.Appx. 807 (11th Cir. 2007) ; United States v. Tykarsky, 446 F.3d 458, 477 (3d Cir. 2006) ; United States v. Cardenas, 410 F.3d 287 (5th Cir. 2005) ; United States v. Williams, 429 F.3d 767, 772 (8th Cir. 2005) ; United States v. Montgomery, 390 F.3d 1013 (7th Cir. 2004) ; Reinert v. Larkins, 379 F.3d 76, 94 n.4 (3d Cir. 2004) ; United States v. Torres-Galindo, 206 F.3d 136, 144 (1st Cir.2000) ; United States v. Zamudio, No. 99–2256, 2000 WL 488474, at 2–3 (10th Cir. 2000) ; United States v. Dobbins, 1998 WL 598717 at 4 (6th Cir. 1998) ; United States v. Short, 947 F.2d 1445, 1451 (10th Cir.1991) ; United States v. Yumis, 859 F.2d 953, 961 (D.C. Cir. 1988).
- (20) United States v. Meadows, 571 F.3d 131 (1st Cir. 2009).
- (103) United States v. Coades, 549 F.2d 1303 (9th Cir.1977).
- (104) *Id.* at 1305.
- (105) United States v. Huber, 66 Fed.Appx. 123 (9th Cir. 2003).
- (106) *Id.* at 124.
- (107) *Id.* at 123–24. *See also*, United States v. Smith–Baltner, 424 F.3d 913 (9th Cir. 2005) ; United States v. Halwood, 138 Fed. Appx. 906 (9th Cir. 2005).
- (108) Joshua M. Shavely, *The Electronic Recording of Custodial Interrogations: Who Gets to Hold the Remote? A Separation of Powers Battle*, 35 OKLA. CITY U. L. REV. 193, 203 (2010).
- (109) State v. Gorton, 548 A.2d 419 (Vt. 1988).
- (110) *Id.* at 422.
- (111) State v. Godsey, 60 S.W.3d 759 (Tenn. 2001) ; State v. Grey, 907 P.2d 951 (Mont. 1995).
- (112) State v. Blair 298 S.W.3d 38 (Mo. App. 2009).
- (113) Shavely, *supra* note 108, at 217–218.

## IV おわりに

本稿では、監督権法理をめぐる諸判例を検討し、次の点を確認した。

第一に、憲法の根拠をもたない監督権に対しては立法府の権限が優越するため、監督権法理に依拠した裁判所の判断は議会の立法に譲歩することになる。合衆国最高裁が監督権の行使に消極的なのはそのためであるが、複数の連邦下級審判例あるいは州判例も示唆しているように、取調べの録音・録画は多分に政策的な問題であり、法執行機関に対して一定の規律を課すには立法による対応が望ましいと考えられているようである。<sup>(14)</sup> 裁判所が否定的な立場を採っている州においても法律や裁判規則の制定によるルール化が模索されていることや、統一モデル法案が起草されたことは、<sup>(15)</sup> 合衆国におけるそのような傾向を示すものといえよう。

第二に、合衆国の各裁判所は取調べの録音・録画の根拠を憲法上のデュー・プロセスに求めることにはおおむね否定的である一方で、憲法の解釈に拘束されない監督権法理に依拠して、これを肯定する州判例が一部に存在する。このうち、ウィスコンシン州の *Jernell* 判決やニューハンプシャー州の *Barnett* 判決、マサチューセッツ州の *DiGiam-battista* 判決は、自白の任意性判断との関連で取調べの録音・録画の意義を捉えていることが明らかである。

後者との関連でいえば、ミランダ・ルールの限界が改めて自覚されつつあることが、その背景にあるように思われる。「明白な準則 (bright-line rule)」を旨とするミランダ・ルールは、ミランダ警告を与える手続への違反があった場合に、その後になされた供述の任意性を一律に否定するという点で、被疑者取調べに対するいわば「外形的な規制」としては有効であった。しかし、被疑者がミランダ権利を有効に放棄した後には得られた供述の任意性が、

従来の任意性テストに基づき実質的に判断されなければならないとすれば、取調べの録音・録画は、これを補助するための有効な手段とならう。

右の点を明らかにするために、ミランダ・ルールと任意性テストの関係を解明しつつ、被疑者供述の証拠利用との関係で取調べの録音・録画にどのような意義が認められるかを探ることが、次稿の課題である。

(114) ミランダ権利の告知という明快な手続とは異なり、取調べの録音・録画制度の設計にあたっては、対象となる犯罪、その開始と終了の時点、実施に対する例外など、様々な事項を検討しなければならない。

(115) なお、二〇一二年三月現在、法律や裁判規則等の規定を有している法域は、堀田「取調べの録音・録画をめぐるアメリカ合衆国の動向」・前掲注(89) 九一頁以下で挙げた二三州(コロンビア特別区を含む)に加えて、オレゴン州とオハイオ州である。

(116) 堀田「アメリカ合衆国における取調べの電子的記録のモデル法案」・前掲注(89) 六一六頁以下。

※本稿の一部は、二〇一一～二〇一二年度・科学研究費助成金(学術研究助成基金助成金)(若手研究(B))によるものである。